



島根県報

令和4年2月8日(火)

号外第12号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の供用開始

(道路維持課) 2

告

示

島根県告示第83号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年2月8日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	須川谷日原線	鹿足郡津和野町日原107番10地先から同番3地先まで	メートル 113.00	令和4年 2月8日	益田県土整備 事務所津和野 土木事業所	
〃	〃	鹿足郡津和野町日原107番3地先から同地先まで	103.77	令和4年 2月8日		